破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６７号
山形県東根市大字泉郷甲2687番地、前住所山形県尾花沢市大字寺内968番地
債務者　大場　優子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８９号
山形県村山市駅西17番17号　セブンハーフアウル館101、前住所山形県村山市大字富並2217番地２
債務者　加藤　菜摘（旧姓増川）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９８号
山形市五十鈴２丁目11番62号
債務者　黒田　京子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９８号
岡山県倉敷市水島西千鳥町３番１―410号
債務者　有信　公人
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
沖縄県那覇市曙２丁目22番17号　協進ビル603
債務者　伊波　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４６２号
沖縄県島尻郡久米島町字宇江城1962番地
債務者　比嘉　良邦
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５２３号
沖縄県那覇市若狭１丁目２番６号　コーポことぶき406
債務者　河野　勝広
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９５号
島根県大田市大田町大田ハ240番地
債務者　福井　京子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第６６４号
埼玉県三郷市三郷３丁目３番地９、旧住所埼玉県三郷市早稲田８丁目１番地２号棟202号
債務者　狩野　義弘
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
岡山県倉敷市羽島637―３、住民票上の住所岡山市北区大安寺南町１丁目８番59―７号
債務者　山本　大嗣
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６８０号
札幌市東区北26条東６丁目３番22号　桜井ハイツ８号
債務者　菅野　正志
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０５６号
北海道千歳市東郊１丁目13番17号
債務者　辻川亜沙子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９２号
札幌市豊平区平岸４条16丁目３番12号　シティコート平岸103号
債務者　林　　英樹
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６３号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番31―406号
債務者　高橋　直人
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７１号
札幌市豊平区美園12条７丁目４番19号　奥寺ハイツ103、住民票上の住所札幌市豊平区美園５条７丁目２番１号　ベルメゾン201号
債務者　五十嵐仁志
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３２８号
札幌市東区北19条東７丁目３番10号　藤ハウス202号
債務者　山崎　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４５号
札幌市白石区本郷通10丁目北１番８―402号
債務者　土田　正温
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部